

平成28年度 四万十町農業委員会 第6回大正・十和農地部会 議事録

1. 期 日 平成28年9月26日(月)
2. 場 所 四万十町役場 本庁 東庁舎1階 多目的大ホール
3. 時 間 開 会 15時00分
閉 会 15時52分

4. 出席・欠席

議席番号	出欠	氏 名	議席番号	出欠	氏 名
1	○	竹内 純	11	○	宗海 弘
2	○	那須 富男	12	○	秋田 公幸
3	○	平野 建夫	13	○	芝 陽一
4	○	吉良 榮	14	○	中原 英昭
5	○	田村 久美子	15	○	山崎 力
6	○	武内 榮	16	○	佐々木 汀
7	○	佐々木 通	17	○	山脇 文男
8	○	宮谷 和夫	18	○	上戸 利夫
9	○	芝 俊樹	19	○	林 幸一
10	○	武内 亮			

5. その他の出席者

事務局 山本英明、友永龍二、横山祥与

6. 提出議案

- | | | |
|------|--------|---------------------------------|
| 日程第1 | 指定第11号 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 指定第12号 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 報告第4号 | 非農地証明願いについて |
| 日程第4 | 議案第16号 | 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について |
| 日程第5 | 議案第17号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 日程第6 | 議案第18号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 日程第7 | その他 | 平成28年度 第7回(10月)農地部会の日程について |

議 長 改めまして本日は、お忙しい折、会議にご参集頂き誠にありがとうございます。稲刈りの時期になってまいりましたが、天気の関係で皆さんヤキモキしていることであろうと思います。毎年コンバイン等の事故もあるようでございます。藁が引っかかって、カッターの掃除をされていて手を切ったというような事例が大変多いと聞いております。そういう時には必ずエンジンを切って作業を行い、怪我のないように注意して頂きたいと思います。

それでは、只今より「平成28年度四万十町農業委員会第6回大正・十和農地部会」を開会いたします。

ご起立をお願いします。

・・・礼・・・よろしくをお願いします。

ご着席下さい。

四万十町農業委員会会議規則第7条第1項、並びに同委員会部会会議規則第4条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に部会の会議成立についてですが、本日の出席者は、19名となっております。したがって、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により、在任する委員の過半数が出席しておりますので、本日の大正・十和農地部会は成立いたします。

本日の議事日程は、非農地証明願いについての報告が2件、農地法第3条による許可申請の処分決定についてが1件、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についてが2件、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてが1件、その他でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、農業委員会憲章朗読を行います。憲章は、添付資料の最後でございますのでご覧下さい。本日の憲章朗読は、13番 芝 陽一委員 にお願いいいたします。ご起立をお願いします。

芝 陽一委員 ご唱和をお願いします。

・・・憲章朗読・・・

議 長 ありがとうございました。ご着席ください。

日程第1より順次、進めさせていただきます。

日程第1「指定第11号」「会期の決定」を議題と致します。

平成28年度 四万十町農業委員会第6回大正・十和農地部会の会期は、議長において本日26日、一日と定めませんが、ご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、平成28年度 四万十町農業委員会第6回大正・十和農地部会の会期は、本日26日、一日と決定いたしました。

次に、日程第2「指定第12号」「議事録署名委員の指名」を議題といたします。

四万十町農業委員会部会会議規則第3条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を2名指名いたします。議長において、指名することにご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、10番 武内 亮委員、11番 宗海 弘委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。

日程第3 報告第4号「非農地証明願いについて」
事務局より報告願います。

事務局 報告第4号非農地証明願いについて、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により、非農地証明書を発行したので報告する。

それでは、報告第4号 番号1番、2番について議案書をもとに報告いたします。

番号1番申請地、四万十町大正字ハザコ810-2、登記地目・畑、面積・313㎡、以下2筆、合計3筆の申請です。現況及びその根拠ですが、以前は畑として利用していたが、休耕となって10年以上経過しており現在は山林、原野及び雑種地化し、今後耕作は難しく非農地としての証明を願うものです。調査年月日は平成28年8月16日です。

番号2番申請地、四万十町十川字ナカヲク1059-3、登記地目・畑、面積・224㎡、現況及びその根拠ですが、以前は畑として利用していたが、休耕となって10年以上経過しており現在は原野化し、今後耕作は難しく非農地としての証明を願うものです。調査年月日は平成28年9月8日です。以上、報告を終わります。

議長 報告第4号について事務局の報告が終わりました。これは事務処理報告ですが何かございますか。

特になければ、報告第4号「非農地証明願いについて」は終わります。

日程第4 議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第16号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分の決定を求める。

それでは、議案第16号、番号1番について議案書をもとにご説明いたします。番号1番の申請地は一筆になります。

所在地、四万十町十和川口字ヤナ瀬1032、地目及び現況・田、面積・942㎡の農地になります。権利事由は売買による所有権移転です。譲受人の耕作面積は3,856.34㎡で下限面積は達成しております。番号1番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第16号について事務局の説明が終わりました。担当委員は、補足説明があればお願いします。

宗海 委員 補足説明をいたします。譲受人及び譲渡人、双方に面会を致しまして確認を致しました。譲渡人の方は飲食業をしまして、農業経営は現在行っておりません。今後、耕作を続けていくことはできないということで、譲受人の方にどうしても買ってもらいたいという事で、双方が話し合った結果、申請の運びとなりました。譲受人の方はこれまでこの土地を管理していた経緯もありまして、譲るのであればこれまで作ってきた譲受人の方に譲り受けをして頂き、これまでどおり耕作をして頂きたいということで、双方が納得の上でこのような話になったそうです。譲受人の方は私の地区の住民でして、非常に熱心な方ですので、農地を大事にして耕作をして頂けるのではないかと確信しております。何の問題もないかと思えます。以上です。

議長 議案第16号番号1番について質疑を許します。
質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議無し」の声あり・・・

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第17号、番号1番について議案書をもとにご説明いたします。
番号1番の申請地は一筆の内一部になります。
所在、四万十町古城字上ヤシキ323-1、登記地目・畑、現況・畑、面積・144㎡の内31.54㎡の農地で農地区分は第1種、第3種農地のいずれの

要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）と判断をいたします。

転用目的は墓地です。転用理由は納骨堂の新設です。転用計画につきましては、土地利用計画図に図示している形で、墓地を設置する計画です。周囲の状況は、東側については「同意あり」の畑となっております。西側は町道、北側についても「同意あり」の畑となっております。また南側については、申請者の実家である宅地となっております。土地の造成計画につきましては整地のみとなります。進入路は南側の自己の所有地である畑より歩いて進入いたします。排水計画については、雨水は西方向に勾配をとり、畑部分にて自然浸透とする計画です。また、申請にあたって、墓地埋葬法の許可申請についても担当課を通じ、保健所へ進達されている事を確認しております。

番号2番の申請地は一筆の内一部になります。

所在、四万十町十川字百人地537-1、登記地目・畑、現況・畑、面積・210㎡の内24.88㎡の農地で農地区分は第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）と判断をいたします。

転用目的は墓地です。転用理由は納骨堂の新設です。転用計画につきましては、土地利用計画図に図示されている形で墓地を設置する計画です。周囲の状況は、東側は別所有者の宅地、西側は山林、北側については町道、南側についても山林となっております。土地の造成計画については、採石敷による整地のみとなっております。進入路は北側の町道より自己所有の畑内を通り、歩いて進入いたします。また、排水計画については、雨水は周囲の自己所有の畑部分にて自然浸透とする計画です。また、申請にあたりまして墓地埋葬法の許可申請についても担当課を通じ保健所に進達されていることを確認しております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第17号について事務局の説明が終わりました。
担当委員は補足説明があれば順次申し上げます。

吉良 委員 番号1番について、申請人及び申請人の妻、申請人の父と話をすることができました。事務局が説明したとおりです。信用、資力において問題ないと思えます。周辺の農地所有者からの同意も得ており、問題ないと思えます。計画の妥当性として、この墓地に現在ある墓石などを移動して、そこへ並べるために必要最低限の面積と思っております。申請地を選んだ理由として、現在管理をしております先祖墓地は、林の中の高台にありまして道の勾配も45度から60度という赤土の急な登り道で、200mくらい登らなければなりません。両親も高齢となり、今後の管理が難しくなってきたことから今回、納骨堂を新設するとともに墓地も移動するということで今後管理を行ってきたいという意向もありました。特に問題ないと思えます。

宗海 委員 申請人の方からお話を聞き、現地の確認も行ってまいりました。現在ある墓地が小高い山の中にあり、軽トラで行くにもなかなか上がりづらく、お年寄りの足では墓地まで行くのはご苦労される所にあります。そういったこともあり、土地所有者などに承諾を得ているかお伺いしたところ、すべてクリアしているようです。問題ないと思えます。以上です。

議長 議案第17号について質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

・・・「異議無し」の声あり・・・

異議無しと認め、質疑を終結し採決します。

議案第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 議案第18号、番号1番について議案書をもとにご説明いたします。
番号1番の申請地は一筆になります。所在、四万十町十川字ナカヲク1065-2、登記地目・田、面積・147㎡の農地で第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）です。周囲の状況ですが、北側は公衆用道路、南側は「同意あり」の畑、東側についても「同意あり」の田となっております。西側については譲渡人所有の畑となっております。譲受人は、申請地東側に自宅がございますが、これまで自家用車を置くスペースが無く不便をきたしており、この事態を解消するために本申請地を譲り受け、整地を行い、自家用車の露天駐車場として利用したいということです。排水計画については、計画では砂利敷設による整地のみの為、申請地内への自然浸透とする計画です。本件については以上です。

議長 議案第18号について、事務局の説明が終わりました。担当委員は補足説明があればお願いします。

宗海委員 譲渡人及び譲受人双方に聞き取りをし、現地の確認を行ってまいりました。譲受人のお宅へ伺ったところ非常に庭先が狭く、駐車スペースが無く2台3台というような車は止めることのできない状態です。譲受人の方にお話を聞きましたら、譲受人も高齢でありまして、いつどんなことがあるか分からないし、他の近所の方にも大変ご迷惑をかけるし、ぜひ駐車場として欲しいという事を思っていたそうです。また、近所の方々のご理解も得ているようですし、トラブルなどそういった事はまず起こらないのではないかという印象を受けました。なにも問題はないかと思えます。以上です。

議長 議案第18号について質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認め質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議無しと認め質疑を終結し採決します。

議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7「その他」を議題と致します。

「平成28年度第7回（10月）大正・十和農地部会の日程について」

予定では、10月25日火曜日です。時間は午後になると思います。場所は十和地域振興局の予定です。よろしくお願ひします。

なお、日程を変更しなければならない場合は、できるだけ早めにお知らせいたしますのでご了承願ひします。

議長 他に本日協議、検討しておきたいこと、提案等はございませんか。

特に無いようですので、日程第7「その他」は終了させていただきます。

これで、本大正・十和農地部会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして「平成28年度四万十町農業委員会第6回大正・十和農地部会」を閉会いたします。

ご審議、ご協力ありがとうございました。